

## J:COM PHONE プラス for さすがねっと別表

大阪ガス株式会社

### 別表1 提供区域

当社は下記に定める提供区域（一部区域を除きます）に、サービスを取次事業者として販売します。ただし、契約者の施設・設備等、技術的に困難な理由により、下記に定める提供区域が異なる場合があります。

エリア名	提供区域
宝塚川西エリア	宝塚市、川西市、猪名川町、三田市
かわちエリア	八尾市、羽曳野市、松原市、藤井寺市、柏原市
南大阪エリア	大阪狭山市、河内長野市、富田林市
和歌山エリア	和歌山市、海南市、岩出市、紀の川市貴志川町
りんくうエリア	泉佐野市、貝塚市、泉南市、阪南市、田尻町、熊取町、岬町
堺エリア	堺市、高石市
和泉・泉大津エリア	和泉市、泉大津市
大阪エリア	大阪市阿倍野区、住吉区、東住吉区、平野区、生野区、天王寺区
大阪セントラルエリア	大阪市旭区、北区、中央区、淀川区、東淀川区、城東区、都島区、鶴見区、東成区
北摂エリア	大阪府箕面市、茨木市、摂津市
京都みやびじょんエリア	京都市、向日市、長岡京市、大山崎町、八幡市
北河内エリア	守口市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、寝屋川市
北大阪エリア	吹田市、豊中市、池田市
高槻エリア	高槻市、島本町
東大阪エリア	東大阪市
神戸芦屋エリア	兵庫県神戸市東灘区、灘区、中央区、兵庫区、北区、芦屋市、六甲アイランド
神戸三木エリア	神戸市須磨区、垂水区、長田区、西区、兵庫区、三木市

※エリア名は JCOM マーケティングが定めるところによります。

### 別表2 外国又は特定衛星端末との音声通信に係る取扱地域等

#### 1 自動音声通信

区分	取扱地域
アジア 1	大韓民国、シンガポール共和国、中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）、香港
アジア 2	台湾
アジア 3	インドネシア共和国、タイ王国

アジア 4	ブルネイ・ダルサラーム国
アジア 5	マカオ
アジア 6	モンゴル国
アジア 7	インド
アジア 8	スリランカ民主社会主義共和国、ネパール王国、パキスタン・イスラム共和国、 バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、ベトナム社会主義共和国、モルディ ブ共和国、ラオス人民民主共和国
アジア 9	アラブ首長国連邦、イスラエル国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウ ェート国、サウジアラビア王国、ヨルダン・ハシェミット王国、シリア・アラブ共 和国、バーレーン国、レバノン共和国
アジア 10	東ティモール
アジア 11	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 12	カンボジア王国、ミャンマー連邦共和国
アジア 13	イエメン共和国
アジア 14	アフガニスタン・イスラム国
アジア 15	イラク共和国、イラン・イスラム共和国
アジア 16	フィリピン共和国
アジア 17	マレーシア
アフリカ 1	アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、エジプト・ア ラブ共和国、エスワティニ王国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共 和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ケニア共和国、コモロ連合、ザンビア 共和国、ジブチ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スー ダン共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連 合共和国、中央アフリカ共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミ ビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和 国、ボツワナ共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、南アフリカ共 和国、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共 和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ 2	アセンション島、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ギニア共和国、コ ートジボワール共和国、シエラレオネ共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共 和国、チュニジア共和国、ディエゴ・ガルシア、マダガスカル共和国
アフリカ 3	ギニアビサウ共和国、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ 民主共和国、チャド共和国
アメリカ 1	アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）、アラスカ
アメリカ 2	カナダ
アメリカ 3	サンピエール島・ミクロン島、メキシコ合衆国
アメリカ 4	トリニダードトバゴ共和国、バミューダ諸島

アメリカ 5	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントクリストファー・ネイビス、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、ハイチ共和国、バルバドス、プエルト・リーコ、米領バージン諸島、マルティニク、モンセラット、オランダ領セントマーチン
アメリカ 6	バハマ国
アメリカ 7	ブラジル連邦共和国
アメリカ 8	ペルー共和国
アメリカ 9	アルゼンチン共和国、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、エルサルバドル共和国、ガイアナ共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、チリ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、パラグアイ共和国、フランス領ギアナ、ベネズエラ・ボリバル共和国、ベリーズ、ボリビア共和国、ホンジュラス共和国
アメリカ 10	フォークランド諸島
オセアニア 1	グアム、サイパン
オセアニア 2	ハワイ
オセアニア 3	オーストラリア
オセアニア 4	クリスマス島、ココス・キーリング諸島、ニュージーランド
オセアニア 5	ノーフォーク島、パプアニューギニア共和国、米領サモア、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	マーシャル諸島共和国
オセアニア 7	バヌアツ共和国、キリバス共和国、クック諸島、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、サモア独立国、ニウエ、ニュー・カレドニア、パラオ共和国、フィジー共和国、フランス領ポリネシア
ヨーロッパ 1	グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国、ドイツ連邦共和国、フランス共和国
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、モナコ公国
ヨーロッパ 3	アイスランド共和国、アイルランド、アゾールス諸島、イタリア共和国、バチカン市国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、ギリシャ共和国、グリーンランド、サンマリノ共和国、ジブラルタル、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、デンマーク王国、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、フィンランド共和国、ベルギー王国、ポルトガル共和国、マディヤ諸島、マルタ共和国、リヒテンシュタイン公国、ルクセンブルク大公国
ヨーロッパ 4	アゼルバイジャン共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、タジキスタン共和国、チェコ共和国、ハンガリー共和国、ブルガリア共和国、ベラルーシ共和国、ボスニア・ヘルツェゴビナ、ポーランド共和

	国、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、ルーマニア、ロシア連邦
ヨーロッパ5	トルクメニスタン、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、コソボ共和国
ヨーロッパ6	アルバニア共和国、アルメニア共和国、キルギス共和国
特定衛星端末1	スラーヤー
特定衛星端末2	イリジウム
特定衛星端末3	インマルサット（64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。）
特定衛星端末4	インマルサット（64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。）

## 2 非自動音声通信

区分	取扱地域
アジア 1	【大韓民国】
アジア 2	香港、【マカオ】
アジア 3	【中華人民共和国（香港及びマカオを除きます。）】
アジア 4	【台湾】
アジア 5	【シンガポール共和国】
アジア 6	【フィリピン共和国】
アジア 7	【インドネシア共和国】、【タイ王国】、ブルネイ・ダルサラーム国、【マレーシア】、東ティモール
アジア 8	【カンボジア王国】、【ベトナム社会主義共和国】、ミャンマー連邦共和国、モンゴル国、【ラオス人民民主共和国】
アジア 9	朝鮮民主主義人民共和国
アジア 10	インド
アジア 11	【スリランカ民主社会主義共和国】、【ネパール王国】、パキスタン・イスラム共和国、バングラデシュ人民共和国、ブータン王国、モルディブ共和国
アジア 12	【アラブ首長国連邦】、イエメン共和国、イスラエル国、【イラク共和国】、イラン・イスラム共和国、オマーン、カタール国、キプロス共和国、クウェート国、サウジアラビア王国、シリア・アラブ共和国、【バーレーン国】、【ヨルダン・ハシミテ王国】、レバノン共和国
アジア 13	アフガニスタン・イスラム協和国
アフリカ 1	アセンション島、アルジェリア民主人民共和国、アンゴラ共和国、ウガンダ共和国、【エジプト・アラブ共和国】、エスワティニ王国、エチオピア連邦民主共和国、エリトリア国、ガーナ共和国、カーボベルデ共和国、ガボン共和国、カメルーン共和国、ガンビア共和国、ギニアビサウ共和国、ギニア共和国、ケニア共和国、コートジボワール共和国、コモロ連合、コンゴ共和国、コンゴ民主共和国、サントメ・プリンシペ民主共和国、ザンビア共和国、シエラレオネ共和国、ジブ

	チ共和国、社会主義人民リビア・アラブ国、ジンバブエ共和国、スーダン共和国、セーシェル共和国、赤道ギニア共和国、セネガル共和国、セントヘレナ島、ソマリア共和国、タンザニア連合共和国、チャド共和国、中央アフリカ共和国、チュニジア共和国、トーゴ共和国、ナイジェリア連邦共和国、ナミビア共和国、ニジェール共和国、ブルキナファソ、ブルンジ共和国、ベナン共和国、ボツワナ共和国、マダガスカル共和国、マイヨット島、マラウイ共和国、マリ共和国、【南アフリカ共和国】、モーリシャス共和国、モーリタニア・イスラム共和国、モザンビーク共和国、モロッコ王国、リベリア共和国、ルワンダ共和国、レソト王国、レユニオン
アフリカ 2	ディエゴ・ガルシア
アフリカ 3	西サハラ
アメリカ 1	【アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）】、【アラスカ】
アメリカ 2	【カナダ】
アメリカ 3	サンピエール島・ミクロン島、バミューダ諸島、【メキシコ合衆国】
アメリカ 4	アルバ、アンギラ、アンティグア・バーブーダ、オランダ領アンティール、オランダ領セントマーチン、キューバ共和国、グァデルーペ、グレート・ブリテン領ヴァージン諸島、グレナダ、ケイマン諸島、ジャマイカ、セントビンセント及びグレナディーン諸島、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア、タークス及びカイコス諸島、ドミニカ共和国、ドミニカ国、トリニダードトバゴ共和国、ハイチ共和国、バハマ国、バルバドス、【プエルト・リーコ】、【米領ヴァージン諸島】、マティニク、モンセラット
アメリカ 5	エルサルバドル共和国、グアテマラ共和国、コスタリカ共和国、ニカラグア共和国、パナマ共和国、ベリーズ、ホンジュラス共和国
アメリカ 6	ブラジル連邦共和国
アメリカ 7	【ペルー共和国】
アメリカ 8	【アルゼンチン共和国】、ウルグアイ東方共和国、エクアドル共和国、ガイアナ協同共和国、コロンビア共和国、スリナム共和国、【チリ共和国】、パラグアイ共和国、フォークランド諸島、フランス領ギアナ、【ベネズエラ・ボリバル共和国】、ボリビア共和国
オセアニア 1	【グアム】、【サイパン】
オセアニア 2	【ハワイ】
オセアニア 3	【オーストラリア】
オセアニア 4	【ニュージーランド】
オセアニア 5	キリバス共和国、クック諸島、サモア独立国、ソロモン諸島、ツバル、トケラウ諸島、トンガ王国、ナウル共和国、ニウエ、ニュー・カレドニア、ノーフォーク島、パプアニューギニア協和国、パラオ共和国、バヌアツ共和国、【フィジー共

	和国】、フランス領ポリネシア、米領サモア、マーシャル諸島共和国、ミクロネシア連邦
オセアニア 6	【クリスマス島】、【ココス・キーリング諸島】
オセアニア 7	ウェーキ島、ミッドウェー
ヨーロッパ 1	【グレートブリテン及び北部アイルランド連合王国】
ヨーロッパ 2	アンドラ公国、【ドイツ連邦共和国】、【フランス共和国】、【モナコ公国】
ヨーロッパ 3	【イタリア共和国】、【オランダ王国】、【サンマリノ共和国】、【バチカン市国】、【スイス連邦】、【ベルギー王国】、【リヒテンシュタイン公国】、【ルクセンブルク大公国】
ヨーロッパ 4	アイスランド共和国、【アイルランド】、【アゾールス諸島】、【オーストリア共和国】、【カナリア諸島】、【ギリシャ共和国】、グリーンランド、ジブラルタル、スウェーデン王国、【スペイン】、【スペイン領北アフリカ】、【デンマーク王国】、トルコ共和国、ノルウェー王国、フェロー諸島、【フィンランド共和国】、【ポルトガル共和国】、【マデイラ諸島】、マルタ共和国
ヨーロッパ 5	アゼルバイジャン共和国、アルバニア共和国、アルメニア共和国、ウクライナ、ウズベキスタン共和国、エストニア共和国、カザフスタン共和国、キルギス共和国、ジョージア、クロアチア共和国、スロバキア共和国、スロベニア共和国、セルビア共和国、モンテネグロ共和国、タジキスタン共和国、【チェコ共和国】、トルクメニスタン、コソボ共和国、【ハンガリー共和国】、【ブルガリア共和国】、ベラルーシ共和国、【ポーランド共和国】、ボスニア・ヘルツェゴビナ、北マケドニア共和国、モルドバ共和国、ラトビア共和国、リトアニア共和国、【ルーマニア】、【ロシア連邦】
特定衛星端末 1	スラーヤー
特定衛星端末 2	イリジウム
特定衛星端末 3	インマルサット（64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。）
特定衛星端末 4	インマルサット（64kbpsのAudio/Speechモードの場合を除きます。）
備考：【】は第1種本邦着信音声通信の取扱地域	

別表3 当社及びJCOMマーケティングが別に定める音声通信番号に係る協定事業者

事業者の名称
--------

KDDI 株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、楽天モバイル株式会社、ソフトバンク株式会社、株式会社オプテージ、株式会社 STNet、東北インテリジェント通信株式会社、株式会社 QTnet、アルテリア・ネットワークス株式会社、中部テレコミュニケーション株式会社、JCOM 株式会社、ZIP Telecom 株式会社、株式会社 NTT ドコモ、株式会社 エネルギア・コミュニケーションズ、株式会社 アイ・ピー・エス・プロ、C o l t テクノロジーサービス株式会社、株式会社 コムスクエア、株式会社 ハイスタンダード

別表 4 当社及び JCOM マーケティングが別に定める電気通信番号に係る協定事業者

事業者の名称
東京テレメッセージ株式会社

附則

(実施期日)

本別表は、2026 年 4 月 1 日から実施いたします。